

1-3. 各省庁の施策担当者ヒアリングを通じた留意点

各省庁の施策担当者ヒアリング結果をもとに、地域性についての考え方、新事業創出についての考え方、シーズの発掘、産学官連携共同研究体のあり方、倍率と予算の問題、公募時期の前倒し、契約手続き・経理事務、事務・会計基準の省庁間・制度間統一、他の研究開発助成事業との関係、国・自治体との施策連携、新事業創出・起業化、助成先からの要望等についてとりまとめた。

(1) 地域性についての考え方

- ・経済産業省等の施策・事業では地域産業の振興を明確に謳っている。
- ・他の省庁（文部科学省関係は除く）では、特に地域に対するこだわりは少ないものの、「地域型」などの枠を設けるなど地域産業の振興に対して、その必要性を認識しつつある。

* 「地域活性化研究」では、地域への波及効果についての説明が求められるとともに、「地域競争型研究」については、応募段階から地域固有の特産作物等地域資源又は地域の技術シーズを明確にすること、また、「広域ニーズ・シーズ対応型研究」については複数地域の研究者間との共同研究体制のとり方についても記載要件となっているなど、地域性をかなり意識した制度となっている。

* 事業目的は、「地域における産学官連携による新産業・新事業を創出するための技術開発の推進」にあり、応募の際も想定する地域産業界への波及効果（①技術的波及効果、②地域における新たな研究開発体制・連携の構築等、③市場創出効果・経済効果、④人材育成効果・雇用創出効果、⑤研究開発等に対する地域の取組、価値観の向上等）の要件について、詳細に記載する必要がある。

(2) 新事業創出についての考え方

- ・新事業創出・新産業創出に最大の眼目を置く施策・事業もあれば、研究開発レベルの高さ、緊急性等を重視し、必ずしも新事業創出効果を要件としない施策・事業もある。
- ・経済産業省や農林水産省関係の施策・事業では、新事業創出等が基本的な要件となっているケースが多いが、その他の省庁の施策・事業では必ずしもこの点にこだわらない傾向がみられる。

- * 目的が地域農産物の高付加価値化、新産業化による地域活性化にあり、採択の際も重視する要件となる。
- * 個別研究の採択の際に新事業創出効果も審査の対象となるが、必須要件ではない。テーマ毎に経済効果が異なることから、新事業創出効果を定量的に計ることは難しい。
- * 「地域における事業化が見込まれるなど、地域への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できること」が研究開発の前提に置かれている。
- * 応募の段階で、研究開発終了後において、事業化に向けてさらに取り組まなければならない「製品化のための技術的課題」及び「開発スケジュール」、さらに事業化に至った際に想定する市場における競合製品等に対する価格・性能等の優位性、シェアの見通しなどの説明が求められるなど、研究開発の段階から高い水準の事業化プランが必要。

(3) シーズの発掘

- ・ 研究課題設定型公募制度では特に問題となっていないが、研究課題を応募者が自由に設定する制度では地域に根ざしたシーズの発掘が重要課題となっている。
- ・ そのため各省庁の地方局レベルで事業説明会等を開催、随時シーズの発掘につとめてはいるが、地方局毎にその地域に資するメリットを念頭に応募課題を選定する傾向があり地方局同士で競い合うケースも発生している。

(4) 産学官連携共同研究体のあり方

- ・ 研究開発助成対象の要件としてコンソーシアムを挙げている事業の中には、研究共同体の構成者各自が互いに能力を補完するケースが必ずしも多くないという意見も聞かれた。また補助金を得るために無理矢理共同研究体のかたちをとっているケースも散見される。

(5) 倍率と予算の問題

- ・ 1件当たりの助成額が高額の制度ほど、ある程度テーマを絞る必要から倍率が高くなる傾向にある。また研究開発期間を複数年度に設定している事業では、前年度よりの継続研究課題分についても当年度予算の枠内で助成をしなくてはならず、年度によっては採択数にばらつきが発生してしまうが、そうした事態に対する予

算措置を望む声が見られた。

- * 現在までのところ、応募がたいへん多く、倍率が高いため、多数の優れた研究提案に十分応えられていない。優秀な研究を推進したいと考えており、さらなる予算面での拡大と推進体制の強化が必要と考えている。
- * 高額のため応募に対する採択数が少ないことから、倍率が高まる傾向にある。しかし研究助成額を低めた結果、効率が低下、研究規模が縮小し、成果も縮小しては意味がない。採択の際の助成額の決定も含めて、そのバランスが難しい。
- * 他制度と比べて一件当たりの助成額が高く、ある程度テーマを絞る必要があることから、倍率が高くなることは避けられない。また研究期間は原則単年度とされているが、今年度実施中の事業については次年度継続が発生する見込みである。その場合、新規採択数の減少の問題、継続分の助成額上限の設定など課題は多い。

(6) 公募時期の前倒し (研究開発期間の実質的延伸)

・ 2～3月頃の公募では、採択審査や契約手続き等の理由から交付決定が7～8月頃になってしまい研究開発期間がそれだけ短くなってしまう。このため、実質的研究開発期間の延伸をねらい公募時期の前倒しを行っているケースも少なくない。

* 従来は財務省内示がでた後、毎年2～3月に募集を行っていたが、補助金の早期執行を図るために、平成16年度からは応募時期を前年度の10月としたところである。

(7) 契約手続き・経理事務について

- ・ 補助金の管理及び経理の透明化という観点から管理事務の適正化が強く要求せざるを得ず、場合によっては助成先に煩瑣とみられる管理事務を要求している場合がある。また前出の研究開発期間の延伸の目的から、契約にいたる事務・契約手続きについて簡素化が求められている。
- ・ そのため、契約事務に不慣れな研究機関・民間企業からの参画に備えて事務手続きの円滑化を図られるようマニュアル化を行ったり、あるいは研究者の負担軽減という観点から研究者の所属機関が補助金の管理及び経理事務を行うよう義務づける制度もある。

* 補助金の管理及び経理の透明化及び適正化を図るとともに、研究者の直接研究費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、

主任研究者等の所属機関の長に委任することが要求されている。研究機関に委任できない特別な事情がないにもかかわらず、機関に委任しない場合は、採択しない。

- * 研究課題の採択内定から交付決定までに1カ月以上を要することから、この間の手続きについて簡素化が求められる。(この背景には、応募から交付決定のあいだに研究内容の変更が余儀なくされる案件があり、その度毎に手続きが必要になるという問題がある。研究内容の変更は全くありえないことではなく、多少の変更は可能なように交付要領に柔軟をもたせている。しかし事務手続きの簡略化という観点からも、研究者に対して応募時点で先を見越した研究計画の策定が求められる)

(8) 事務・会計基準の省庁間・制度間統一

- ・前記の通り契約・経理事務のマニュアル化、機関化により研究者の負担を軽減させるような努力がなされているが、各事業の事業スキームの違いによりそれぞれに特徴があり、募集規定、必要書類、契約方式の違いなどにより、助成先の担当者、研究者に事務面での混乱(書類の不備や手続き上の齟齬)が起こりやすいのも現実である。
- ・この問題に対しては、助成先のメリットという観点から見ると統一が望ましいが、どの制度が中心になるかなど解決すべき課題が少なくないことも指摘された。

* (事務面での混乱回避の目的から) 事務・経理システムに全省庁統一的なマニュアルが必要とされ、文部科学省、内閣府・総合科学技術会議等におけるとりまとめが期待される。

* 今後の将来的な課題として考えるべきことではあるが、現在の各省庁・各制度並立のシステムを、どの制度にあわせて統一するかが問題とされる。助成先の利便を考えた場合、システムの制度間統一は望ましいことであろうが、現実問題として経理・会計基準は各省庁で処理方式に格差が著しい。この辺りの問題をどう解決していくかが当面の課題となろう。

* 総合科学技術会議で取りまとめられた競争的資金制度に関する意見において、「繰越明抛を認めること」とあるが、当該繰越明抛を認めるために、それぞれの制度を所管する省庁が財務省と個別に折衝しなければならなかった。このような事項については、総合科学技術会議等で一括して財務省に説明、折衝を行って欲しい。

(9) 他の研究開発助成事業との関係について

- ・各研究助成制度を俯瞰すると同じカテゴリーに属する研究課題の募集、応募が見

られ、これらについては統合が指摘される。これについては各制度間で類似する研究課題が存在していたとしても、各制度の求める研究開発の目的が異なり、それに応じて研究内容と成果に違いが生じることが強調された。

- ・一方、基礎研究よりも開発と製品化を重視する制度では、基礎研究という意味で上流に位置する文部科学省関連の事業成果を活用し、スムーズな事業化につながる様な連携のあり方が求められる。

* 各省庁の研究助成制度で、環境問題、生活環境など同じカテゴリーに属する研究課題の募集、応募が見られるが、各制度毎に研究開発の最終的な目的が異なることに注意しなければならない。本事業が助成している研究課題にも環境問題解決型技術の開発等、他の制度の研究課題と類似するケースもあるが、他制度の研究課題に本事業と他制度間の統合は考えられない。

(10) 国・自治体との施策連携の問題

- ・ 特定地域に起因する問題を解決するような、問題解決型の研究課題に関しては、その地域の市や都道府県など行政機関が最も把握している。行政が産学官連携にどの様にかかわっていくかが、さらに議論されなければならない。
- ・ また、研究開発助成制度の中には事業の運営主体として各地方局が基点となっている制度もあるが、そうした地方局の管轄エリアは複数の都道府県をまたがるブロック単位のものであることから、個々の自治体との協業体制が組みにくいことが指摘されている。

(11) 新事業創出・企業化について

- ・ 新事業の創出を目的とする研究開発助成制度では、追跡調査による事業終了後の企業化状況の把握に力を入れている。また事業化を目的としていない事業であっても、助成対象者に事業終了後ある一定期間、研究開発による実用化（収益）状況の報告を義務づけ、事業の成果の実用化又は知的財産権の譲渡等により収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の全部または一部を国に納付を求める制度が多い。

* 研究開発テーマが農産物の利活用である場合、研究開発期間が終了した段階で商品化の目処がたった時点で、原料となる農産物の増産に着手するため事業化・製品化まで

時間がかかる。(一次産品を対象とした研究開発事業ではどこでも同様の問題を抱えているのではないか。)

* 委託事業という性格上やむを得ないと理解するも、採択から最長5年間の管理が必要であり、担当職員の人事移動等により、追加調査や審査に継続的な姿勢の維持が望めない場合が考えられる。

* 開発が成功しても、なかなか販売に結び付かないケースが多く、販路開拓の強力なアドバイザーの派遣等マーケティング等の支援も考慮している。

(12) 助成先からの要望

・ 助成先からの声の多くは、「概算払い」、など研究開発の資金に関するものが顕著であり、次いで研究開発の期間の延長を求める意見が多かった。

[概算払い・予算の早期執行に関する要望]

* 本事業は原則精算払いとしているが、助成先によっては(他の研究開発助成制度が概算払いであることから)概算払いのつもりでいたという意見もあった。概して本来の概算払いを望む声が多い。特に中小企業では、そのため金融機関の融資制度等と連動させてほしいとの意見もある。

* 特に試験研究機関等から、予算のより一層の早期執行が求められている。

[助成率に関する要望]

* 助成率が2分の1であるので、企業負担額を考慮すると、研究開発規模を縮小せざるを得ない場合があり、助成率拡大が望まれている。

[契約経費に関する要望]

* 契約経費に若干の自由裁量費を認めて欲しい。計画時に予測、予定困難な費用等が事業実施中に発生する機会が多い、契約額の5~10%程度が必要。

[研究開発期間に関する要望]

* 各年度末に公募を行うと、応募締切りが4月、交付決定が8月となり、初年度の事業は7カ月間に制限されてしまうことから採択・交付決定の早期化が求められている。

* 基礎研究の要素が含まれる研究課題の場合、長期を望むケースもあるが、開発型・応用技術型の研究課題の場合は、市場動向を念頭に置き短期間を望むケースが目立つ。

* 契約開始時期はをもう少し早く、終了時期は、年度末いっぱいまでを望む声が多い。また、複数年度に併せた複数年度契約を望む意見もみられる。